

# 令和4年版 県政レポート(案)

## 第2章 (施策の取組)

### 環境生活部関係抜粋

令和4年6月

環境生活部

# 目次

## 全庁版 第2章（施策の取組）からの抜粋

施策名	頁
1 4 2 交通事故ゼロ、飲酒運転0（ゼロ）をめざす安全なまちづくり	2
3-2 交通安全対策の推進	5
1 4 3 消費生活の安全の確保	6
3-3 消費生活の安全確保	9
1 5 1 環境への負荷が少ない持続可能な社会づくり	10
4-1 脱炭素社会の実現	12
1 5 2 廃棄物総合対策の推進	14
4-2 循環型社会の構築	18
1 5 4 生活環境保全の確保	20
4-4 生活環境の保全	22
2 1 1 人権が尊重される社会づくり	24
1 2-1 人権が尊重される社会づくり	27
2 1 2 あらゆる分野における女性活躍とダイバーシティの推進	28
1 2-2 ダイバーシティと女性活躍の推進	32
2 1 3 多文化共生社会づくり	34
1 2-3 多文化共生の推進	37
1 4-5 誰もが安心して学べる教育の推進	38
2 2 7 文化と生涯学習の振興	40
1 6-1 文化と生涯学習の振興	44

※各施策には参考資料（令和4年度取組概要（施策別））を添付しています。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民の皆さんをはじめ、さまざまな主体と連携が進み、それぞれの特性を生かした交通事故防止対策を実施するとともに、「飲酒運転をしない、させない」意識が高まり、安全運転サポート車や後付け安全運転支援装置が普及することなどにより、幼児から高齢者に至るまで安全・安心な交通環境が実現し、交通事故死者数が減少しています。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度 *	A (進んだ)
----------	------------

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・主指標の「交通事故死者数」については、減少傾向にあり、目標値を達成しました。これについては、さまざまな機会をとらえた交通安全に係る啓発や交通安全教育等の実施、先進安全自動車の普及に加え、コロナ禍における移動の自粛が要因と考えています。
- ・こうした状況が継続するよう、引き続き、交通環境の整備に加え、交通安全意識や交通マナーの向上に向けた啓発等を実施していく必要があります。

主指標				
目標項目	令和元年度	2 年度	3 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
交通事故死者数	/	71 人以下	67 人以下	1.00
	75 人	73 人	62 人	
目標項目の説明				
目標項目 の説明	交通事故発生から 24 時間以内の死者数			

副指標				
目標項目	令和元年度	2 年度	3 年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
交通事故死傷者数	/	4,300 人以下	3,800 人以下	1.00
	4,763 人	3,805 人	3,400 人	

目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
高齢運転者事故件数		730 件以下	670 件以下	1.00
	783 件	663 件	581 件	
飲酒運転事故件数		32 件以下	29 件以下	1.00
	36 件	37 件	28 件	
「ゾーン 30」整備地区数 (累計)		49 地区以上	51 地区以上	1.00
	47 地区	50 地区	51 地区	
横断歩道の平均停止率		30.0%以上	40.0%以上	1.00
	20.7%	36.3%	45.8%	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	2,939	3,204	3,638
概算人件費		5,156	5,197
(配置人員)		(566 人)	(566 人)

### 令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県内の交通事故死者数は、長期的には減少傾向が続き、令和3年中の交通事故死者数は、統計が残る昭和29年以降最少(62人)となったものの、未だ多くの尊い命が失われており、さらなる対策の推進が求められています。このため、交通安全への機運醸成に向けては、「三重県交通安全条例」(令和3年3月改正)や「第11次三重県交通安全計画」(令和3年7月策定)に基づき、SNS等も活用しながら、交通安全意識や交通マナーの向上に取り組みました。また、当該条例において加入を義務づけた自転車損害賠償責任保険についても、関係機関等と連携して、周知・啓発しました。
- ②全国的に子どもや高齢運転者が当事者となる交通事故への関心が高まっており、世代に応じた交通安全教育や研修、普及啓発に取り組みました。特に、高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあることから、市町と連携し、高齢運転者に対する後付け安全運転支援装置設置補助事業を実施(実施市町：9市町、補助台数：129台)しました。
- ③飲酒運転事故件数は、「三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例」施行(平成25年7月)以降、関係者が連携した取組により、過去最少(28件)となったものの、未だに飲酒運転事故や飲酒運転違反者は存在していることから、「飲酒運転はしない、させない、許さない」という意識の定着を図るとともに、飲酒運転違反者に対してのアルコール依存症に関する診断の受診・勧告に加え、再勧告を行い、再発防止の強化に努めました。

- ④全国的に交通事故死者数は減少しているものの、県内の人口 10 万人あたりの交通事故死者数は、都道府県別にみると常にワースト上位に位置することから、交通事故死者数の減少に向け、交通安全意識や交通マナーの向上教育・啓発、交通指導取締り等、ソフト・ハード両面からの交通安全対策の一層の取組が求められています。
- ⑤歩行者保護対策を中心に、横断歩道における歩行者優先や正しい横断方法など、交通ルール遵守の意識向上のため、令和3年7月から「横断歩道“ハンドサイン”キャンペーン」を展開するとともに、関係機関・団体等と連携した街頭活動や交通安全教育動画の配信等による交通安全教育を推進しました。その結果、信号機のない横断歩道での平均停止率は 45.8%（前年 9.5 ポイント増）と前年と比べ向上しました。しかしながら、未だ半数以上の車が止まらないことから、さらなる対策の推進が求められています。
- ⑥歩行者の安全を確保するため、摩耗した横断歩道（4,091 本）の塗り替え、信号制御機（170 基）をはじめとする老朽化した交通安全施設等の更新・整備を進めました。また、視覚障がい者等が信号交差点を安全に横断できるよう歩行者支援システム（40 か所）を整備しました。このほか、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しを進めるなど交通安全施設等の適正管理に努めました。
- ⑦交通秩序の維持については、交通事故の発生状況や地域住民からの要望等をふまえた移動オービス等の活用による速度取締りに取り組んだほか、横断歩行者妨害等の悪質性・危険性の高い交通違反に重点を置いた交通指導取締りを推進しました。

**【みえ元気プランの関連する施策】**

施策 3-2 交通安全対策の推進

【主担当部局：環境生活部】

現状と課題

- ①県内の交通事故死者数は、長期的には減少傾向が続き、過去最少レベルにありますが、高齢者が当事者となる交通事故の占める割合が増加傾向にあるとともに、全国的に高齢運転者が当事者となる交通事故が社会問題化しているため、高齢者の交通事故抑止対策を推進する必要があります。
- ②交通安全施設等の老朽化が課題となっています。更新が不十分な状態では、信号機の誤作動や道路標識が腐食して倒壊するおそれがあるほか、道路標示が剥離して視認性が低下するなど、交通規制を担保することもできず、道路利用者の安全を確保することができません。このような状況をふまえ、交通安全施設等の計画的な更新整備を行う必要があります。

令和4年度の取組方向

環境生活部

- ①四季の交通安全運動をはじめとする広報・啓発活動を推進するとともに、子どもから高齢者まで幅広い県民の皆さんを対象にした参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。また、高齢者の交通事故防止対策として、市町や関係団体と連携の上、先進安全自動車の普及啓発に加えて、高齢運転者の運転継続に向けた取組を進めます。飲酒運転根絶のためには、規範意識の定着とともに再発防止対策が重要であることから、さらなるアルコール依存症に関する受診の促進、飲酒運転防止相談などの取組を推進します。

警察本部

- ②歩行者の安全を確保するため、摩耗した横断歩道等道路標示の塗り替え、老朽化した信号制御機の更新、歩行者支援システムの整備を行うなど交通安全施設等の適正な管理に取り組むとともに、道路交通環境の変化等により実態に合わなくなった交通規制の見直しにも取り組みます。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県や市町、消費者団体、事業者団体、地域住民等さまざまな主体が連携することにより、消費者一人ひとりが消費生活に関する正しい知識を得て、事業者との契約トラブル等を回避する自主的かつ合理的な消費活動を行うとともに、単なるサービスの受け手としてではなく、社会、経済、環境などに消費が与える影響を考えて商品・サービスを選ぶなど、公正で持続可能な社会の形成に寄与するような消費生活を営んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度	B
*	(ある程度進んだ)

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・主指標「消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合」については、県民の皆さんに広くわかりやすい消費者啓発専用Webサイトを開設したほか、各世代の特性に適した方法による啓発を実施したことなどにより、目標を達成することができました。
- ・今後も新型コロナウイルス感染症に関連するものなど新たな消費者トラブルの発生が懸念されることから、若年者や高齢者等の対象者に応じた消費者教育・消費者啓発を実施していく必要があります。また、人や社会、環境に配慮した消費行動である倫理的消費(エシカル消費\*)に係る啓発をSNSも含めた多様な情報媒体を活用して実施し、県民の皆さんに必要な情報を提供していく必要があります。

主指標	目標項目			
	令和元年度	2年度	3年度	
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
消費者トラブルに遭った時に消費生活相談を利用するとした人の割合	70.8%	72.3%	73.8%	1.00
		81.0% ※	78.3%	
目標項目の説明				
目標項目の説明	消費者トラブルに遭った時に消費生活センターや市町の消費生活相談窓口を利用するとした人の割合			

※令和2年度の実績値(81.0%)は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アンケートを実施する機会が減少し、例年の約10分の1のアンケート調査(標本)数から算出しています。

副指標	令和元年度		2年度		3年度	
目標項目	現状値		目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	
	高齢者や若年者に向けた消費生活講座等に参加した人数	5,601人		6,225人 2,791人	6,750人 4,554人	0.67
消費生活相談においてあつせんにより消費者トラブルが解決した割合	93.5%		93.2% 92.9%	93.8% 88.9%	0.95	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	66	63	75
概算人件費		128	129
(配置人員)		(14人)	(14人)

### 令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、「みえ・くらしのネットワーク\*」に加入する消費者団体、事業者団体等と情報交換を行うとともに、店舗やイベントで消費生活に関するブースを出展したほか、啓発チラシの配布などの消費者啓発を企業や関係団体と連携して実施しました。また、県民の皆さんにとって、広く、わかりやすく消費生活に係る情報を提供していくために、消費者啓発専用Webサイトを開設し、新型コロナウイルス感染症関連など最近相談の多い事例を紹介するなどの啓発を行いました。商品・サービスの複雑化、多様化に伴い、今後も新たな消費者トラブルの発生が懸念されることから、引き続き、県民の皆さんがより多くの知識や情報を得る機会を充実させる必要があります。
- ②世代に応じた消費者啓発・消費者教育を行うため、「消費生活出前講座」や「青少年消費生活講座」等を開催(49回、4,554人)しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による参加者数の減少、開催の中止などにより目標とする参加者を得ることはできませんでした。消費者を取り巻く社会環境が変化する中、トラブルの防止に向けた消費者教育の重要性はますます高まっていることから、講座等の利用の促進に向けて一層の周知を行うとともに、関係機関との共催やオンラインの活用など開催方法の見直しを図っていく必要があります。
- ③成年年齢引下げに伴う若年者の消費者トラブル防止のため、県内高校生の協力のもと啓発動画の制作やSNSでのWeb広告を活用した情報配信を行ったほか、TV、映画の媒体による啓発も実施しました。また、FMラジオのパーソナリティが高等学校を訪問し、学校の放送部等と連携して消費者啓発を行うとともに、県内の大学生が出演するラジオ番組において若年者に多い消費者トラブル等の情報提供(高等学校6校、ラジオ番組2回)を行いました。今後は、令和4年4月に施行された民法の成年年齢引下げをふまえ、より効果的な啓発を実施するため、教育委員会等と連携し、若年者の参画を得た消費者教育を実施していく必要があります。



- ④地域での高齢者等を対象とした啓発活動の担い手となる「消費者啓発地域リーダー」を養成する講座を開催した結果、新たに33名の登録を得ました（登録者数計86名）。また、地域リーダーにそれぞれの地域で啓発活動を実施していただくため、定期的に啓発情報を提供しました。引き続き、地域の見守り力向上のため、地域リーダーの養成を進めるとともに、市町における見守り体制の充実に向けた取組を支援していく必要があります。
- ⑤エシカル消費に関する啓発チラシをイベント等で配布するとともに、専用Webサイトやフリーペーパー等で情報提供を行いました。引き続き、人や社会、環境に配慮した消費活動であるエシカル消費の普及啓発を図っていく必要があります。
- ⑥県消費生活センターにおいて、消費生活相談（2,114件）を実施し、さまざまな消費者トラブル等の解決に向けた助言、あっせん等を行いました。しかしながら、副指標「消費生活相談においてあっせんにより消費者トラブルが解決した割合」については目標値を少し下回る結果となりました。引き続き、消費者トラブルの防止・救済のため、オンライン研修等の活用により相談員の資質向上に一層努めるとともに、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、県全体の相談対応能力の向上に取り組む必要があります。
- ⑦「特定商取引に関する法律」に基づき指導（1件）および事業者面談（47件）を行いました。また、「不当景品類及び不当表示防止法」の規定に基づいた適正な表示がなされるよう、調査（29件）および指導（1件）を行いました。引き続き、適正な商取引や商品・サービスの適正な表示が行われるよう、事業者を監視・指導していく必要があります。

#### 【みえ元気プランの関連する施策】

##### 施策3-3 消費生活の安全確保

【主担当部局：環境生活部】

## 現状と課題

- ①消費者を取り巻く社会環境は大きく変化しており、新たな消費者トラブルの発生が懸念されていることから、県消費生活センターが中核センターとしての役割を継続して発揮し、消費者トラブル防止のため、さまざまな主体と連携した啓発活動や消費者教育を多様な手法により実施するとともに、市町を含む県全体の相談対応能力の向上等を図る必要があります。また、持続可能な社会の形成に寄与するため、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費の普及啓発に取り組む必要があります。

## 令和4年度の実施方針

- ①消費者トラブルの未然防止・拡大防止のため、若年者や高齢者を中心に各世代の特性に適した方法による効果的な啓発活動、消費者教育に取り組めます。特に民法の成年年齢引下げをふまえ、教育機関等と連携し、若年者向けの消費者教育に取り組めます。また、エシカル消費に対する理解が深まるよう、関係機関と連携して普及啓発を行います。県消費生活センターの専門性を確保するとともに、県内どこに住んでいても質の高い相談が受けられるよう、市町を含む相談員の資質向上等を図ります。また、適正な商取引や商品・サービスの表示が行われるよう、事業者を監視・指導します。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

県民一人ひとりや事業者などのさまざまな主体が、SDGs\*（持続可能な開発目標）の考え方をふまえ、環境保全や地球温暖化の緩和、気候変動影響への適応に取り組み、環境への負荷が少ない持続可能な社会づくりが進んでいます。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度	B
*	(ある程度進んだ)

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・主指標「家庭での電力消費による二酸化炭素排出量」については、電力使用量の減少と再生可能エネルギーの導入拡大などによる発電に係るCO<sub>2</sub>排出量が減少したことにより、目標を達成することができました。
- ・引き続き、温室効果ガスの排出削減等を行う「緩和」と、気候変動の影響を回避・軽減する「適応」の取組を進めていきます。

主指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
家庭での電力消費による二酸化炭素排出量		1,045 千t-CO <sub>2</sub>	1,027 千t-CO <sub>2</sub>	1.00
	1,024 千t-CO <sub>2</sub>	935 千t-CO <sub>2</sub>	899 千t-CO <sub>2</sub> (速報値)	
目標項目の説明				
目標項目の説明	家庭での電力消費による二酸化炭素排出量の2年間移動平均値			

副指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
環境教育・環境学習講座等を通じて自発的に環境活動に取り組む意向を示した参加者の割合		100%	100%	0.99
	93.4%	97.8%	98.9%	

目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
大規模事業所における地球温暖化対策計画書制度に基づく目標達成率		80.0%	80.0%	1.00
	81.8%	71.9%	89.7%	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	599	632	674
概算人件費		128	138
(配置人員)		(14人)	(15人)

### 令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①SDGsが国連総会において採択され、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっています。環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向け、さまざまな主体が協創して環境に係る課題の解決に取り組むとともに、環境学習・環境教育の充実が求められています。
- ②大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。このような中、再生可能エネルギーの導入促進に向けて「環境影響評価法」の対象となる風力発電所の規模要件が緩和されたことから、適切な環境影響評価の実施が担保されるよう、風力発電所を「三重県環境影響評価条例」の対象事業とするなどの見直しに着手しました。
- ③脱炭素社会の実現に向け、産官学等のさまざまな主体からなる「ミッションゼロ2050みえ推進チーム」により、小売電気事業者と連携した三重県産再エネ電力の利用促進や、企業が中長期的にパリ協定の求める水準の温室効果ガス排出削減目標を設定(SBT\*)する脱炭素経営の取組の支援を行いました。また、家電販売事業者と連携した省エネ家電利用促進や宅配事業者の再配達防止などCOOL CHOICEを推進する取組について検討を行いました。脱炭素社会の実現には、これまでの取組に加えて、あらゆる分野で取組をさらに進める必要があります。
- ④脱炭素社会の実現に向け、国は令和12(2030)年度に温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で46%削減することをめざし、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けることを表明しました。これをふまえ、令和3年3月に策定した「三重県地球温暖化対策総合計画」の見直しに着手しました。
- ⑤温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進める必要があります。

#### 【みえ元気プランの関連する施策】

施策4-1 脱炭素社会の実現

【主担当部局：環境生活部】

## 現状と課題

- ①SDGsが国連総会において採択されるなど、地球環境の持続可能性に対する国際的な危機感が高まっていることから、環境への負荷が少ない持続可能な社会の実現に向けた取組や、環境教育・環境学習の充実が求められています。また、大規模な開発事業等の実施にあたっては、環境影響の回避や低減等の環境保全措置を講じるなど、適切な環境配慮が求められています。
- ②温室効果ガス削減のための国際枠組みである「パリ協定」の本格運用が開始され、国内でも2050年の脱炭素社会の実現に向け、令和12(2030)年度に温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することをめざすことが表明されるなど国内外で脱炭素の流れが加速している中、「三重県地球温暖化対策総合計画」についても、削減目標の見直しと必要な対策の追加・拡充を行う必要があります。温室効果ガスの排出削減等を行う地球温暖化の「緩和」だけでなく、既に現れている気候変動の影響や中長期的に避けられない影響を回避・軽減する「適応」の取組を進める必要があります。

## 令和4年度の取組方向

- ①SDGsの考え方を取り入れた「三重県環境基本計画」に基づく取組を推進し、環境・経済・社会の統合的向上を図ります。持続可能な社会の実現に向け自ら行動する人づくりを進めるため、県環境学習情報センター等を活用して環境教育・環境学習に取り組みます。大規模な開発事業等について、事業者が環境配慮を行い、環境に対する影響を低減させるため、環境影響評価等の取組を進めます。また、風力発電所に係る「環境影響評価法」の規模要件緩和に伴い、「三重県環境影響評価条例施行規則」の見直しを行います。
- ②脱炭素社会の実現に向け、「三重県地球温暖化対策総合計画」を見直すとともに、「県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会」の実現に向けた取組を推進します。「三重県地球温暖化対策推進条例」に基づく地球温暖化対策計画書制度等により事業者の自主的な温室効果ガス排出削減の取組を促進するとともに、脱炭素経営に先進的に取り組む企業等を支援し、県においても事業者として再エネ電力調達の手法を検討するなどの取組を進めます。また、県民の皆さんや市町等のさまざまな主体と連携し、「三重県地球温暖化防止活動推進センター」等が取り組む普及啓発活動等を通じて、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進するとともに、地球温暖化による本県の気候変動やその影響について、「三重県気候変動適応センター」と連携し、情報収集や分析、情報発信を行い、気候変動適応の取組を促進します。



【主担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

県民の皆さんとめざす姿

ごみの発生・排出抑制が進むとともに、廃棄物が資源として最適な規模で一層循環していくことにより、最終処分される廃棄物が減少しています。また、産業廃棄物の排出事業者の処理責任の徹底や監視指導により、不法投棄等不適正処理の未然防止や早期対応が進むとともに、不適正処理4事案が着実に是正されています。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度 *	B (ある程度進んだ)
----------	----------------

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・主指標「廃棄物の最終処分量」については、目標値を達成する見込みですが、前年度から約4%増加しており、その主な要因は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事業活動の変化等が考えられます。
- ・引き続き、「三重県循環型社会形成推進計画」に基づく取組を進める必要があります。

主指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
廃棄物の最終処分量	/	323千t	321千t	1.00
	339千t	303千t	315千t (速報値)	
目標項目の説明				
目標項目 の説明	最終処分された一般廃棄物と産業廃棄物の総量			

副指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
1人1日あたりのごみ排出量 (一般廃棄物の排出量)	/	938g/人日	932g/人日	1.00
	947g/人日	947g/人日	924g/人日 (速報値)	

目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
建設系廃棄物の不法投棄 件数		10 件以下	10 件以下	0.83
	13 件	8 件	12 件	
不適正処理 4 事案に係る 環境修復の進捗率		70.0%	80.0%	1.00
	65.0%	70.0%	80.0%	
「資源のスマートな利用」 を宣言した事業所数 (累計)		250 事業所	500 事業所	1.00
	—	209 事業所	1,001 事業所	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	1,160	1,387	3,211
概算人件費		710	716
(配置人員)		(78人)	(78人)

### 令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県では持続可能な循環型社会の構築をめざし、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」を策定したところであり、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めていく必要があります。
- ②廃棄物の排出量と最終処分量は、県民の皆さんや事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により一定削減が進んできているものの、近年は横ばい傾向にあり、一層の取組が必要です。
- ③プラスチックごみ対策については、資源循環の高度化や海洋への流出防止を図るため、ペットボトルのボトル to ボトルのモデル事業等に取り組み、食品ロス削減については、令和3年7月から食品提供システム「みえ〜る」の運用を開始しました。引き続き、カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資する資源循環の取組を一層推進していく必要があります。
- ④廃棄物処理の安全・安心を確保するため、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理に取り組む必要があります。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制を強化していく必要があります。
- ⑤産業廃棄物の不法投棄等は依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物の割合が高い状況にあります。不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、これまでの取組に加え、ICTを活用した効率的・効果的な監視指導方法の検討が必要です。また、建設系廃棄物は解体工事に伴って排出されることから、排出事業者の意識向上に資する取組や解体工事に係る法令を所管する関係機関等との連携を進めていく必要があります。



⑥過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行っている4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、着実に環境修復を行い、安全・安心を確保する必要があります。

【みえ元気プランの関連する施策】

施策4-2 循環型社会の構築



【担当部局：環境生活部廃棄物対策局】

現状と課題

- ①県では持続可能な循環型社会の構築をめざし、令和3年3月に「三重県循環型社会形成推進計画」を策定したところであり、廃棄物処理の安全・安心の確保を前提に、さまざまな主体との連携を一層強化しつつ循環関連産業の振興による経済発展と社会的課題の解決の両立に向けた取組を進めていく必要があります。
- ②廃棄物の排出量と最終処分量は、県民の皆さん、事業者、行政等のさまざまな主体が連携した3R（発生抑制、再使用、再生利用）の取組により一定削減が進んでいるものの、近年は横ばい傾向にあり、一層の取組が必要です。
- ③プラスチックごみ対策については、資源循環の高度化や海洋への流出防止を図るため、ペットボトルのボトル to ボトルのモデル事業等に取り組み、食品ロス削減については、令和3年7月から食品提供システム「みえ〜る」の運用を開始しました。引き続き、カーボンニュートラル等の社会的課題の解決に資する資源循環の取組を一層推進していく必要があります。
- ④廃棄物処理の安全・安心を確保するため、優良認定処理業者への委託を促進するとともに、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理に取り組む必要があります。また、南海トラフ地震等の大規模災害時においても速やかに対応できるよう、災害廃棄物処理体制を強化していく必要があります。
- ⑤産業廃棄物の不法投棄等は依然として後を絶たず、特に建設系廃棄物の割合が高い状況にあります。不法投棄等を根絶するためには、未然防止と早期発見・早期是正が重要であることから、これまでの取組に加え、ICTを活用した効率的・効果的な監視指導方法の検討が必要です。また、建設系廃棄物は解体工事に伴って排出されることから、排出事業者の意識向上に資する取組や解体工事に係る法令を所管する関係機関等との連携を進めていく必要があります。
- ⑥過去に産業廃棄物が不適正処理され、行政代執行による生活環境保全上の支障等の除去等を行っている4事案（四日市市大矢知・平津、桑名市源十郎新田、桑名市五反田、四日市市内山）については、着実に環境修復を行い、安全・安心を確保する必要があります。

令和4年度の取組方向

- ①持続可能な循環型社会の形成に向けて、「三重県循環型社会形成推進計画」に基づき、これまでの3RにRenewable（再生可能資源への代替）を加えた「3R+R」の促進および廃棄物処理の安全・安心の確保に取り組めます。引き続き循環関連産業の振興に注力するとともに、プラスチックごみ対策や食品ロス削減といった社会的課題の解決に取り組めます。

- ②県民の皆さんや事業者の「3R+R」に関する意識を高め、行動につなげてもらうため、一般廃棄物については、市町等と連携し、減量化やリサイクルに役立つ情報を発信します。さらに、産業廃棄物の発生抑制等に係る研究や施設整備に対する支援を一層拡充するとともに、新たに循環関連産業の人材育成、DX推進、資源循環を促進するためのガイドライン策定に取り組みます。また、ポストRDFに向けて必要となる施設整備に対する支援等を行います。
- ③プラスチックごみ対策については、新たに混合プラスチックを排出する事業者やマテリアルリサイクル技術を有する事業者と連携し実証事業を行うとともに、海洋プラスチックごみ対策として、県民の皆さんや事業者が楽しみながらごみ拾いができるアプリの導入に取り組みます。また、食品ロス削減については、食品提供システム「みえ〜る」の参加企業・団体の拡大に取り組むとともに、市町と連携し、新たにフードシェアリングサービスの導入等を進めます。
- ④排出事業者責任の徹底を図るため優良認定処理業者への委託を促進します。また、ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物については処分期間内に適正処理されるよう、PCB特別措置法等に基づく指導等を徹底します。さらに、大規模災害に備え災害廃棄物が適正かつ円滑に処理されるよう、引き続き人材育成や関係機関との連携強化に取り組みます。
- ⑤産業廃棄物の不法投棄等に対しては、監視カメラやドローン等を積極的に活用した的確かつ効率的な監視・指導を行うほか、新たに自動運用型ドローンによる監視手法を検討します。また、不法投棄案件の大半を占めている建設系廃棄物については、研修会の開催等による排出事業者等の意識向上に資する取組を進めます。
- ⑥行政代執行を継続している3事案については、令和4年度末までの対策完了に向け、工事を実施します。また、令和元年度に対策を完了した四日市市内山事案については、モニタリング等を継続します。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

大気や水環境などの身近な暮らしの環境問題に対する県民の皆さんの意識が高まり、お互い協力しながら自ら環境の保全に取り組むことで、良好な生活環境が保たれています。このことから、安全・安心で、快適で豊かな生活を営める社会となっています。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度	B
*	(ある程度進んだ)

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・主指標「大気環境および水環境に係る環境基準の達成率」については、近年、環境基準を達成していなかった海域の水質改善が図られ、目標値を達成できる見込み（速報値）です。
- ・達成率については、降雨等の気象の影響により、大きく変動することもあります。引き続き、水質の常時監視を実施し、汚濁負荷の削減に向けて取り組んでいく必要があります。

主指標	3年度			
目標項目	令和元年度	2年度	目標値	目標達成状況
	現状値	目標値 実績値	実績値	
大気環境および水環境に係る環境基準の達成率	98.1%	94.0% 98.1%	95.0% 95.0% (速報値)	1.00
目標項目の説明				
目標項目の説明	大気環境測定地点および河川・海域水域における環境基準の達成割合*			

副指標	3年度			
目標項目	令和元年度	2年度	目標値	目標達成状況
	現状値	目標値 実績値	実績値	
大気・水質の排出基準適合率	100%	100%	100%	1.00
生活排水処理施設の整備率	86.0%	87.4% 87.6%	88.4% 88.2% (速報値) 集計中	0.99 未確定

目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
海岸漂着物対策等の水環境の保全活動に参加した県民の数		36,500人	38,000人	0.46 未確定
	30,105人	23,699人	17,496人 集計中	
無許可による土砂等の搬入件数		0件	0件	1.00
	—	0件	0件	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	11,764	23,851	22,797
概算人件費		1,102	1,102
(配置人員)		(121人)	(120人)

### 令和3年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①令和3年度は、健康に影響を与える光化学スモッグ\*予報の発令が1回のみと大気環境はおおむね良好な状態を維持しています。しかし、春から秋にかけて高濃度となる日が多く発生すると考えられることから、今後も予報等の発令による注意喚起が必要です。
- ②河川における環境基準達成率(BOD\*)は、近年90%以上で推移しており改善傾向にあります。また、海域における環境基準達成率(COD\*)についても、近年は改善傾向にありますが、閉鎖性海域である伊勢湾では、毎年、広範囲で貧酸素水塊が発生している状況です。このため、「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた藻場・干潟・浅場の再生などによる生物生息環境改善も含めた総合的な水環境改善に取り組んでいく必要があります。
- ③生活排水処理施設の整備は着実に進展してきましたが、整備率は全国平均の92.1%と比較すると87.6%と低い状況にあり、引き続き未整備人口の解消が必要です。
- ④伊勢湾等の海岸域では、河川を經由して流入したごみの漂着等により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。このような課題の解決に向けては、流域圏での発生抑制対策と併せてさまざまな主体が連携した環境保全活動の拡大と活性化が重要です。伊勢湾流域圏の取組である「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、ボランティア団体等が清掃活動の中止や規模を縮小したことから目標を達成することはできませんでした。
- ⑤静岡県熱海市で発生した土石流災害を受け、「盛土による災害防止に向けた総点検」を実施しました。その結果、直ちに崩落の危険のある箇所はありませんでしたが、是正措置が必要となった2か所について、関係機関と連携してパトロールを行っています。引き続き「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、厳正な審査業務と併せて土砂等の埋立て等を行う者に対する立入検査や指導等を実施していく必要があります。

### 【みえ元気プランの関連する施策】

施策4-4 生活環境の保全

【主担当部局：環境生活部】

## 現状と課題

- ①これまで実施してきた「大気汚染防止法」「水質汚濁防止法」等の関係法令遵守指導等により、大気・水・土壌環境や土砂等の埋立て等に大きな影響は生じていませんが、将来にわたり良好な環境を確保していくためには、継続した環境保全対策を進める必要があります。
- ②生活排水処理施設の整備は、「生活排水処理アクションプログラム」に基づき着実に進展していますが、令和 17（2035）年度末の長期目標達成のため、引き続き未整備人口の解消に向けて取り組んでいく必要があります。
- ③近年、海域の栄養塩類減少等により水産資源等の生物生産性が低下し、海域の豊かさの重要性が指摘されていることから、「きれいで豊かな海」をめざして、従来の「規制」から「管理」へと移行した総合的な水環境改善対策に取り組んでいく必要があります。
- ④伊勢湾等の海岸域では、河川等を経由して流入したごみの漂着により、砂浜等の景観の悪化のほか、漁業や生態系への影響が懸念されています。海岸漂着物の問題は、本県のみでの対策では解決が困難なことから、他県、市町等の関係機関やさまざまな主体と連携して、海岸漂着物対策に取り組んでいく必要があります。

## 令和 4 年度の実行方針

- ①良好な環境を確保するため、大気環境や水環境の常時監視による環境基準等の適合状況を確認するとともに、大気、水質の対象工場等や土砂等の埋立て場所等への検査を行いコンプライアンスの徹底を指導します。
- ②市町と連携し、「生活排水処理アクションプログラム」に基づいた生活排水処理施設の整備を促進します。浄化槽については、補助制度を活用し、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。
- ③「きれいで豊かな海」の観点を取り入れた「第 9 次水質総量削減計画」を策定し、工場等から排出される汚濁負荷量の管理等、総合的な水環境改善対策の取組を進めます。
- ④森から川、海へのつながりを意識した伊勢湾流域圏等における広域的な活動が広がるよう、引き続き、東海三県一市をはじめさまざまな主体と連携して「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」等の取組を展開するなど、効果的な海岸漂着物対策を進めます。





【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

さまざまな主体と連携した人権施策が展開され、県民一人ひとりが、互いの人権を尊重し、多様性を認める意識を高めるとともに、あらゆる差別の解消が進み、個性や能力を発揮していきいきと活動できる社会になっています。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度	B
*	(ある程度進んだ)

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・ 主指標「人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合」（みえ県民意識調査）については、目標値を達成できなかったものの、令和元年度より 0.9 ポイント増加しており、前年度とほぼ同水準でした。
- ・ また、実感していない層（「感じない」「どちらかといえば感じない」）は、前年度より 1.7 ポイント減少していることから、人権に対する県民の皆さんの意識は高まっていると考えられます。
- ・ こうした中で、新型コロナウイルス感染症をはじめとする県民の皆さんの関心が高い人権課題に的確に対応し、その取組を広く発信するなど、人権が尊重されている社会になっていると実感してもらえるよう取組を推進する必要があります。

主指標	令和元年度			
	令和元年度	2 年度	3 年度	
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
	人権が尊重されている社会になっていると感じる県民の割合		40.8%	41.8%
38.6%		39.7%	39.5% (速報値)	
目標項目の説明				
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、県民一人ひとりの人権が尊重されている社会になっていると「感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合			

副指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
人権研修等を受講した県民が、人権尊重の視点で行動しようと感じた割合		100%	100%	0.99
	96.5%	98.6%	99.2%	
人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合		91.0%	93.5%	0.93
	88.5%	88.3%	86.9%	
人権に関わる相談員を対象とした資質向上研修会受講者が、研修内容を今後の業務に生かしたいと感じた割合		100%	100%	0.95
	96.8%	93.6%	94.7%	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	554	540	590
概算人件費		701	707
(配置人員)		(77人)	(77人)

### 令和3年度 of 取組概要と成果、残された課題

- ①「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権が尊重されるまちづくりや啓発・教育等の人権施策を推進しましたが、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。特に、新型コロナウイルス感染症患者やその家族、医療従事者等への差別や偏見、誹謗中傷、誤った情報の拡散などの人権侵害が多く発生し課題となっています。
- ②人権が尊重されるまちづくりに取り組んでいるさまざまな主体の実践例を調査し、県ホームページ等で情報発信するとともに、地域での取組を促進するため、研修会等への講師派遣(35回)による支援に取り組みましたが、人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根つき、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- ③新型コロナウイルス感染症に係る偏見・差別、誹謗中傷等の人権侵害を未然に防止するため、ラジオ、ショッピングセンターでの店内放送等で知事メッセージを放送し、正しい情報に基づいた冷静な行動を呼びかけるとともに、県内スポーツクラブの協力を得て、人権メッセージ動画を作成しました。また、誹謗中傷等に苦しむ方や医療従事者に向けた応援メッセージを募集しました。引き続き、県民の皆さんにあらゆる人権課題に関する知識や情報を提供し、自分自身の問題としてとらえられるよう理解の促進を図る必要があります。(みんつく予算)(一部)  
さらに、啓発イベント等により多くの県民の皆さんに参加していただけるよう、関心が高い内容や開催方法、媒体手段の工夫等を行うことで、人権意識の高揚を図る必要があります。

- ④学校において、人権教育カリキュラムに基づき、自他の人権を守るための実践行動ができる力を育成する教育活動を行いました。各学校の人権学習等の活動に関する発表や質問、意見交換等を行う発表会を開催しました。新型コロナウイルス感染症については、子どもたちへのワクチン接種の強制や接種していない人への差別的な扱いなどが生じないように、人権学習指導資料を作成し学校に配付しました。今後も引き続き、社会における人権意識の高まりや人権問題の解消に向けた法令の施行など、人権をめぐる情勢の進展をふまえ、子どもたちが人権尊重社会の主体者となれるよう、教育活動全体を通じた人権教育を推進するとともに、今後、子どもたちへのワクチン接種の機会が確保されていくことをふまえ、ワクチン接種や新型コロナウイルス感染症に係る状況の変化等を注視し、対応する必要があります。
- ⑤新型コロナウイルス感染症に係る人権相談に対応するために、継続的に、県人権センターの相談窓口を土日祝日まで拡大し対応しました。なお、人権相談の内容が多様化・複雑化していることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。
- ⑥インターネット上の差別的な書き込みを早期に発見し、削除要請等の対応を行うネットモニタリング事業を実施しました。また、SNSで、ネット利用者に直接働きかけるターゲティング広告を実施し、差別的な書き込みの未然防止に向けた取組を実施しました。SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書き込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されるなどの特性があることから、早期対応とともに発生防止のための取組が重要です。

#### 【みえ元気プランの関連する施策】

施策12-1：人権が尊重される社会づくり

### 現状と課題

- ①「第四次人権が尊重される三重をつくる行動プラン」に基づき、人権が尊重されるまちづくりや啓発等の人権施策を推進してきましたが、依然として、偏見等による差別や人権侵害は発生しています。人権尊重社会の実現には、住民のあらゆる活動のベースに人権尊重の視点が根つき、人権が尊重されるまちづくりが県内全域で実施される必要があります。
- ②人権相談の内容が多様化・複雑化してきていることから、相談機関の相談員の資質向上が求められるとともに、相談機関相互が連携できる体制づくりが必要です。また、SNS等インターネット上における誹謗・中傷等の差別的な書き込みについては、瞬時に広範囲にわたって流布されるなどの特性があることから、早期対応とともに発生防止のための取組が重要です。
- ③自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、それぞれの学校で作成されている人権教育カリキュラムに基づき、学校の教育活動全体を通じた取組が進められています。引き続き、カリキュラムに沿った取組を進めるとともに、カリキュラムを改善していく必要があります。

### 令和4年度の取組方向

#### 環境生活部

- ①住民組織、NPO・団体、企業等、地域のさまざまな主体が行う人権尊重の視点に基づく活動を支援し、人権が尊重されるまちづくりを推進します。また、多様な手段と機会を通じて、県民の皆さんに人権に関する知識や情報を提供し、理解の促進を図るとともに、人権問題をより多くの県民の皆さんが自分自身の問題としてとらえられるよう効果的な啓発を実施します。
- ②人権に関わる相談機関の相談員の資質向上を図るとともに、「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、県の相談体制の充実を図るとともに、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制づくりに取り組みます。また、インターネット上の差別的な書き込み等を防止するため、モニタリングを実施するなど、早期の発見・拡大防止に努めるとともに、関係機関と連携し削除要請に取り組みます。

#### 教育委員会

- ③子どもたちが自他の人権を守るための実践行動ができる力を身につけられるよう、教育活動全体を通じ、一人ひとりの存在や思いを大切に取る取組を進めるとともに、人権学習指導資料等を活用し、個別的な人権問題を解決するための教育を推進します。また、人権教育推進協議会や子ども支援ネットワーク等の取組の活性化を図るなど、学校・家庭・地域の連携体制の強化を促進します。新型コロナウイルス感染症については、引き続き、子どもたちの心のケアや人権侵害の未然防止に努め、ワクチン接種に関しても一人ひとりの事情や思いを尊重する態度を育みます。令和3年度に実施した教職員の人権問題や人権教育に関する意識調査の分析を行い、その結果や「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」をふまえ、人権教育の一層の充実に取り組みます。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

あらゆる分野における女性の参画・活躍が拡大するとともに、県民一人ひとりが性別に関わらず、その個性や能力を発揮し、それぞれに多様な生き方が認められる男女共同参画社会づくりが進んでいます。また、性別をはじめ年齢、国籍・文化的背景、障がいの有無、性的指向・性自認など多様性を認め合い、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向け、県民の皆さんの主体的な行動が広がっています。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度	A
*	(進んだ)

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・さまざまな機会・媒体を通じた広報・啓発等により、主指標「性別による固定的な役割分担意識をもつ県民の割合」（みえ県民意識調査）については、全ての年代で減少し、目標を達成することができました。
- ・引き続き、性別による固定的役割分担意識の解消など男女共同参画意識の一層の浸透やあらゆる分野における女性の参画・拡大のための取組を進めます。

主指標		3年度			
目標項目	令和元年度	2年度	3年度		目標達成状況
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値		
性別による固定的な役割分担意識を持つ県民の割合	23.3%	22.5%	21.7%		1.00
		22.1%	18.9% (速報値)		
目標項目の説明					
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、「男は仕事、女は家庭」のように性別によって役割を固定する考え方について、「同感する」、「どちらかといえば同感する」と回答した県民の割合				

副指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に規定する事業主行動計画等を策定する、常時雇用労働者数 100 人以下の団体数		345 団体	377 団体	1.00
	327 団体	366 団体	401 団体	
ダイバーシティ講座等の受講後に、ダイバーシティ推進に取り組む意向を示した受講者の割合		92.8%	96.4%	1.00
	89.0%	97.8%	98.9%	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	156	168	198
概算人件費		182	193
(配置人員)		(20人)	(21人)

### 令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①県民一人ひとりが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、参画・活躍できる社会の構築をめざし、令和3年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画に基づき、総合的に施策を推進していく必要があります。
- ②男女共同参画社会への理解が広がるよう、県男女共同参画センター「フレンテみえ」による男女共同参画に関する講演会や各種講座を実施しました。政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできているものの、指導的地位に占める女性の割合は低く、根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消などに向け、一層の普及・啓発が必要です。また、コロナ禍において、「フレンテみえ」の女性相談は、令和2年度以降、相談（電話・面接）件数が増加、高止まりするとともに、面接相談に進むケースが増加しており、不安や困難を抱える女性への相談支援を一層進める必要があります。
- ③性犯罪・性暴力の被害者を適切な支援につなげられるよう「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上に努めるとともに、日中の相談時間を1時間延長したことに加え、夜間・休日の国コールセンターとあわせた24時間・365日の相談体制整備などに取り組みました。令和3年度の相談件数は、急増した令和2年度とほぼ同水準となる637件（+14件）になりました。また、子どもたちを性被害から守るため、「性被害防止・対応研修」（6回、509人参加）の開催、プライベートゾーンについて学ぶ小学校低学年向けの絵本「おしえて！くもくん」（347冊配付）を生かした性被害防止に関する学習支援などに取り組みました。引き続き、一層の普及啓発や「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の相談支援体制の強化が求められるとともに、国が策定した「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」もふまえ、多様化する性犯罪の根絶に向けた取組を進めていく必要があります。（みんつく予算）（一部）

- ④職業生活における女性の活躍に向け、県内企業・団体で構成する「女性の活躍推進三重県会議」の取組として、アドバイザー派遣による一般事業主行動計画の策定支援や、女性のキャリアアップや働きがいなどをテーマに企業の女性活躍の取組を顕彰する「チェンジ・デザイン・アワード」を実施し、優良事例の周知を行いました。女性活躍の気運は高まりを見せているものの、事業所における管理職に占める女性割合（11.6%）は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。引き続き、働くことを希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう、職場の環境整備に取り組んでいく必要があります。
- ⑤多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会に対する県民の皆さんの理解や共感が高まり、ダイバーシティ推進に係る主体的な行動につなげていくため、高等教育機関と連携した講座やワークショップを開催しました。引き続き、ダイバーシティの考え方の浸透を図り、行動の促進を図る必要があります。また、令和3年4月に施行した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の周知や啓発、性の多様性に関する「みえにじいろ相談（電話・SNS）」を開設しました。さらに、「三重県パートナーシップ宣誓制度」を令和3年9月に運用を開始し、30組（令和4年3月末時点）の宣誓がありました。引き続き、LGBT\*等の当事者が安心して暮らしていけるよう県全体での取組を推進していく必要があります。
- ⑥DV被害者支援については、新型コロナウイルス感染症の影響による外出自粛等で在宅時間が増加し、DV被害の顕在化や深刻化が懸念される中、増加傾向にある相談に対応するため、電話や対面での相談に加えて24時間相談を受理できるSNSでの相談を行いました。あわせて、相談対応スキルの向上のため、不安やストレスの解消法、外国人相談者への対応など実践的な研修を行いました。引き続き、さまざまな相談に対する適切な対応など、被害者支援を推進する必要があります。また、一時保護する女性が児童を同伴している割合は、令和元年度以降、約4割から5割と高くなっており、児童も面前DVによる心理的虐待や身体的虐待を受けている事例もあるため、児童相談所や児童福祉施設等の関係機関と連携を強化する必要があります。

#### 【みえ元気プランの関連する施策】

##### 施策1.2-2 ダイバーシティと女性活躍の推進





## 現状と課題

- ① 県民一人ひとりが性別等に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、参画・活躍できる社会の構築をめざし、令和3年3月に策定した「第3次三重県男女共同参画基本計画」および第一期実施計画に基づく施策を着実に実行していく必要があります。政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に進んできているものの、指導的地位に占める女性の割合は低く、地域活動等における女性の参画についても未だ十分とはいえない状況です。根強く残る固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画社会への理解が広がるよう、一層の普及・啓発が必要です。また、コロナ禍において、県男女共同参画センター「フレンテみえ」における女性相談の件数は増加、高止まりしており、不安や困難を抱える女性への相談支援をさらに進める必要があります。
- ② 職業生活における女性の活躍については、趣旨に賛同いただく企業等のネットワークが拡大するなど、気運は高まりを見せているものの、事業所における管理職に占める女性割合は未だ低く、真に女性が活躍しているとはいえない状況です。コロナ禍では男女の経済的格差等が顕在化しており、働くことを希望する女性や職場でステップアップしたいと希望する女性が、その希望に応じた働き方を実現できるよう取り組んでいく必要があります。
- ③ 多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会に対する県民の皆さんの理解や共感が高まり、ダイバーシティ推進に係る主体的な行動につながる必要があります。また、令和3年4月に施行した「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」や令和3年9月に運用開始した「三重県パートナーシップ宣誓制度」をふまえ、性の多様性について県民の皆さんの理解が広がり、性のあり方に関わらず誰もが安心して暮らせるよう、取り組んでいく必要があります。
- ④ 性被害に対する社会的関心や「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度向上、新型コロナウイルス感染症の影響等から、性被害の相談件数が大きく増加するとともに相談者の若年齢化が進んでおり、その傾向は今後も続くと推測されることから、引き続き相談・支援体制の充実強化が求められます。
- ⑤ DV被害者等からの相談について、より相談しやすい環境づくりに向けてSNS相談を実施しています。今後も、DV防止のためのさらなる啓発や、多様化、複雑化する相談への適切な対応、情報共有などに取り組む必要があります。また、DVと児童虐待は密接に関連するため、関係機関の連携強化に取り組む必要があります。

**環境生活部**

- ①男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に共に参画し、責任を担う社会づくりを進めるため、あらゆる分野における指導的地位に就く女性割合の増加に取り組みます。また、市町および関係機関等と連携し、男女共同参画意識の一層の浸透を図ります。さらに、コロナ禍で不安や困難を抱える女性への相談体制の充実に取り組みます。
- ②職業生活における女性活躍の推進については、企業・団体等と一層の連携を図り、経営者および男性の意識改革や女性のモチベーション向上等に取り組み、女性が希望に応じて活躍できる環境づくりを進めます。
- ③「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く(きらり)、多様な社会へ～」に基づき、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けた気運醸成を図り、企業・団体等のダイバーシティ推進の取組を促進します。また、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づき、多様な性的指向・性自認に係る社会の理解促進や「三重県パートナーシップ宣誓制度」の利用先の拡充等を図ります。
- ④性被害者を誰一人取り残すことがないよう、相談体制の強化や連携協力病院の拡充、学校等に向けた広報啓発の強化など、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援体制の強化と認知度向上に取り組むとともに、増加傾向にある若年層被害者に対する支援強化を行います。

**子ども・福祉部**

- ⑤DVが起こらない社会の構築に向けて周知・啓発を行うとともに、DV被害者に対して適切な相談対応や支援を行うため、相談しやすい環境の整備や相談員等の対応力強化に取り組みます。また、一時保護されたDV被害者と同伴する子どもへの支援を充実するため、児童相談所との連携を強化します。

【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

外国人住民が抱える生活、就労、教育などの課題の解決に向け、国際交流協会、NPO、経済団体、県民、国・県・市町などのさまざまな主体が適切な役割分担のもと連携して取り組むことにより、多様な文化的背景の人びとが、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係のもとで、地域社会を一緒に築いています。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度 *	B (ある程度進んだ)
----------	----------------

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・主指標「多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合」（みえ県民意識調査）については、市町や関係機関等さまざまな主体と連携し、相談体制の確保や災害時の支援体制の整備等、外国人住民の安全で安心な生活支援に取り組んだことにより、目標値を達成することができました。
- ・引き続き、外国人住民が地域社会の一員として安心して暮らしていけるよう、さまざまな主体と連携した取組を推進していく必要があります。

主指標 目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
多文化共生の社会になっていると感じる県民の割合	30.3%	31.3%	33.3%	1.00
		32.1%	33.9% (速報値)	
目標項目の説明				
目標項目の説明	「みえ県民意識調査」で、外国人住民が地域社会の一員として共に暮らせる社会になっていると「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した県民の割合			

副指標	令和元年度		2年度		3年度	
目標項目	現状値		目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況	
	医療通訳者の配置や電話通訳の活用により多言語対応が可能な医療機関数	15 機関		17 機関	20 機関	1.00
23 機関				24 機関		
日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	86.8%		93.4%	100%	0.99	
			92.9%	99.2%		

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	89	119	170
概算人件費		118	129
(配置人員)		(13人)	(14人)

### 令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①新型コロナウイルス感染症に起因する相談に対応するため、令和2年度に拡充した体制（相談員：1名増員、相談日：日曜日も開設）を維持するなど「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo）」の相談体制を確保するとともに、支援団体等との連携を強化しました。また、感染症関連情報をはじめ、外国人住民が必要とする行政・生活情報を多言語で提供するとともに、通訳者を保健所に派遣し、聞き取り調査等の業務が円滑に進められるよう支援しました。今後は、新型コロナウイルス感染症対策も含め外国人住民の不安軽減や課題解決につなげるため、「三重県多文化共生推進会議」や「三重県外国人住民会議」等を通じてさまざまな主体とのネットワーク体制を強化するとともに、引き続き、相談体制の充実や適切な情報提供に努めるほか、外国人住民と共に制作（令和4年3月）した多文化共生を考えるドキュメンタリー映画「Crossroad～クロスロード～／交差点」を普及するなどして多文化共生に関する県民の皆さんの意識を醸成していく必要があります。
- ②市町や関係機関、関係団体等と連携して、医療通訳の普及促進（令和4年3月末時点：24の医療機関で実施（遠隔含む））や人材育成、災害時の外国人住民への支援体制の整備、消費者被害防止に取り組みました。引き続き、外国人住民が地域社会の一員として、安全で安心して生活できる環境の整備が必要です。
- ③令和3年3月に策定した「三重県日本語教育推進計画」に基づき、文化庁の補助事業を活用して、総括コーディネーターによる事業監理のもと、地域の日本語教育の推進について協議する総合調整会議の運営や地域日本語教育コーディネーターの育成など、県内の日本語教育体制の整備に向けて取り組めました。引き続き、外国人住民の地域社会への参画に向け、各主体と連携を図りながら、地域の日本語教育に係る課題の解決に向けた取組を行っていく必要があります。

- ④外国人児童生徒巡回相談員を1名増員して15名とし、各市町や小中学校に派遣し、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学校生活への適応や日本語で学習する力の習得、保護者への支援を行うとともに、外国人児童生徒巡回支援員を配置して翻訳等の支援を行いました。オンラインで日本語教育の授業を受けられる取組を進め、14名の児童生徒が受講しました。外国人児童生徒の就学を促進するため、就学状況を把握するとともに、令和2年度に作成した7カ国語対応の就学パンフレットを市町にあらためて周知しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、学習支援に取り組む市町への財政的支援や翻訳業務の支援を強化しました。高校においては、外国人生徒支援専門員を1名増員して拠点校に配置し、学習支援や進路相談等の支援を行いました。また、外国人生徒が将来の生活を見通して進路を選択できるよう、進学や就職に関するセミナーを実施するとともに、就職実現コーディネーターが求人開拓や進路相談等の就職支援を行いました。今後、小中学校において、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍校での指導状況を把握するとともに、各市町と連携し、児童生徒への日本語指導に係る支援を進めることが必要です。
- ⑤外国人住民を含め、さまざまな事情により中学校で十分な教育を受けられなかった方への教育機会確保の検討を進めるため、津市と四日市市の2会場で、夜間体験教室「まなみえ」を実施しました。今後も引き続き体験教室を実施し、丁寧に学び直しのニーズを把握し、公立夜間中学のあり方についての検討を進める必要があります。

【みえ元気プランの関連する施策】

施策1-2-3 多文化共生の推進

施策1-4-5 誰もが安心して学べる教育の推進

#### 現状と課題

- ①外国人住民の日本語教育については、地域の日本語教室に支えられていますが、各主体との連携体制や実施方法等、さまざまな課題を抱えています。日本語学習を希望する外国人住民の学習機会を確保するため、県内の日本語教育環境を整備していく必要があります。
- ②新型コロナウイルス感染症の拡大は、外国人住民の生活に大きな影響をもたらしています。外国人住民が孤立することのないよう、相談体制の充実や適切な情報提供に努めるとともに、安全で安心して生活できる環境を整備していく必要があります。

#### 令和4年度の実行方向

- ①「三重県日本語教育推進計画」に基づき、県内の日本語教育環境を整備するとともに、多言語による行政・生活情報の提供や、日本人住民と外国人住民がお互いの文化の違いや多様性を学び合う機会の提供に取り組みます。
- ②外国人住民が安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実を図るとともに、外国人住民が抱える日常生活における課題の解決に向けた支援にさまざまな主体と連携して取り組みます。

【主担当部局：教育委員会】

## 現状と課題

- ①不登校児童生徒が年々増加し、不登校の要因や背景が複雑化・多様化していることから、市町の教育支援センターに心理や福祉の専門人材を配置し、専門的見地からの支援や相談を行うとともに、有識者の助言を得ながら、訪問型支援を進めています。今後は、高校段階で不登校等の状況にある子どもたちにも、学習支援や自立支援等の支援ができる体制づくりを進める必要があります。
- ②市町が実施する外国人児童生徒教育への財政的支援を行うとともに、日本語指導や適応指導等を行う相談員や翻訳等を行う支援員を配置し、外国人児童生徒への支援に取り組んでいます。本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率が高いことから、就学促進や日本語指導、進学支援を進めていく必要があります。
- ③子どもたちが登下校中に交通事故の犠牲となる事案が後を絶たないことから、各市町で策定する通学路交通安全プログラムに基づく対応状況を確認し関係部局と共有するとともに、学校安全アドバイザーによる登下校の安全対策に係る学校への助言、交通安全担当教員やスクールガードへの講習を行いました。今後、危険箇所に対する具体的な安全対策を関係機関へ働きかけるとともに、地域による学校安全推進体制の構築に向け、市町と連携し、学校安全ボランティアであるスクールガードによる見守りの強化や安全教育を一層進める必要があります。
- ④新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、学校における衛生物品の配備や通学時のスクールバスの増便などに取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても学びが継続できるよう、引き続き感染症対策を徹底するとともに、子どもたちの学習支援などに取り組む必要があります。

## 令和4年度の取組方向

- ①不登校児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな支援を行うため、引き続き市町の教育支援センターを核とした不登校児童生徒への支援を行うとともに、高校段階で不登校や休学、中途退学により学校との関わりが希薄となる子どもたちに学習支援や自立支援を行うため、県立の教育支援センターの設置に向けた実証研究に取り組み、社会的自立の促進、将来的なひきこもりの防止につなげます。潜在的に支援を要する児童生徒について、早期の課題把握と学校での組織的な対応に係る取組を進めます。不登校児童生徒が社会につながるきっかけを得ることができるよう、ファシリテーターの適切な管理のもと、オンライン上で安全で安心に交流できる居場所として、不登校児童生徒が対話や体験活動ができるコミュニティを創出します。
- ②令和3年度に実施した通学路の一斉点検の結果をふまえ、関係部局や警察と連携して通学路の安全対策が進むよう取り組むとともに、安全教育の推進や見守り活動の強化等について、市町に働きかけます。また、学校安全ボランティアであるスクールガードの養成や、見守り活動の中心となるスクールガード・リーダーの育成に取り組めます。加えて、県内の公立学校の教員を対象に校種別の講習会を行い、交通安全および防犯対策の指導者を養成し、各学校での交通安全教育・防犯教育を進めます。

- ③市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導等の取組を支援します。外国人児童生徒巡回相談員を1名増員し、16名を計画的に学校へ派遣することにより、外国人児童生徒への日本語指導・適応指導や保護者への支援を充実するとともに、翻訳や通訳を行う外国人児童生徒巡回支援員を3名配置します。外国人散在地域の小中学校でも適切に日本語指導を受けられるよう、オンラインを活用した日本語指導を実施するとともに、集住地域の初期日本語教室と散在地域の小中学校とをオンラインでつなぐ仕組みを構築します。また、外国人児童生徒の就学促進のため、児童生徒や保護者等に対して、日本での学校生活や進学に関する情報提供を行います。高校においては、外国人生徒支援専門員および日本語指導アドバイザーによる学習支援を行うとともに、入学の早い段階から日常生活で必要となる日本語の習得や、日本の社会制度・文化を学ぶセミナーや、教職員が日本語指導について専門的に学ぶ研修会を開催します。また、令和3年度に進路未定のまま県立高校を中途退学した方に対し、就労や進学等の悩みに関するアンケートを行い、関係機関に紹介するなど、適切な支援につなげます。
- ④外国人住民等を含め、さまざまな事情により十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した方に対し、令和4年度は夜間学級体験教室「まなみえ」を、より中学校に近づけた形で実施し、公立夜間中学の設置の可否について判断します。
- ⑤児童生徒が安心して学校で学習できるよう、消毒液等の保健衛生物品の配備や、感染症拡大防止のための業務等を行うスクール・サポート・スタッフを全公立学校に配置するとともに、県立学校における通学時の感染症対策としてスクールバスを増便します。



【主担当部局：環境生活部】

県民の皆さんとめざす姿

年齢や障がいの有無、国籍などにとらわれず、全ての県民の皆さんが文化や地域の歴史等に学び親しみ、豊かな感性や創造性等を育みながら、心豊かな生活を送っています。

また、生涯にわたって、あらゆる世代の県民の皆さんが、あらゆる機会に学習することができ、その成果が社会に生かされています。

評価結果をふまえた施策の進展度

進展度	C
*	(あまり進まなかった)

【\*進展度：A（進んだ）、B（ある程度進んだ）、C（あまり進まなかった）、D（進まなかった）】

評価結果

- ・主指標「参加した文化活動、生涯学習に対する満足度」については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を見極めつつ、魅力的な展覧会、公演、講座等の開催に努めたことにより、ほぼ目標値を達成したものの、副指標「県立文化施設の利用者数」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、目標値を達成することができませんでした。
- ・引き続き、各県立文化施設において、新型コロナウイルス感染症の状況に対応した取組を進めていく必要があります。

主指標	令和元年度			
	令和元年度	2年度	3年度	
目標項目	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
参加した文化活動、生涯学習に対する満足度	73.5%	74.7%	75.7%	0.95
		75.7% ※1	71.6% ※2	
目標項目の説明				
目標項目の説明	県立文化・生涯学習施設が実施した展覧会、講座、公演事業および歴史・文化資源を活用した事業におけるアンケート調査で、「満足」「やや満足」「やや不満」「不満」のうち、その内容について「満足」と回答した人の割合			

※1 令和2年度の実績値（75.7%）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アンケートを実施する機会が減少し、例年の約4分の1のアンケート調査（標本）数から算出しています。

※2 令和3年度の実績値（71.6%）は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、アンケートを実施する機会が減少し、例年の約2分の1のアンケート調査（標本）数から算出しています。

副指標				
目標項目	令和元年度	2年度	3年度	
	現状値	目標値 実績値	目標値 実績値	目標達成 状況
県立文化施設の利用者数		152.3万人	152.6万人	0.46
	140.5万人	51.2万人	70.5万人	
新たな文化財保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数		40件	80件	0.33
	0件	26件	26件	
公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数		16市町	21市町	1.00
	13市町	18市町	24市町	

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額等	2,170	2,469	2,672
概算人件費		1,293	1,304
(配置人員)		(142人)	(142人)

### 令和3年度の取組概要と成果、残された課題

- ①「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」「文化の拠点機能の強化」等の5つの方向性で取組を展開するとともに、1964年東京オリンピックの公式記録映画の総監督を務めた市川崑監督など、県出身の映画の偉人の顕彰や本県ゆかりの国学者本居宣長の研究や古典文学を紹介するシンポジウムを開催し、本県の魅力を発信しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた文化団体等に対して、対象を拡充し、活動再開に向けた支援を行いました。引き続き、人材の育成などに取り組むとともに、文化芸術団体等の活動再開に向けた支援を継続していく必要があります。加えて、「新しいみえの文化振興方針」の策定から7年が経過したことから、社会環境の変化や文化振興施策に関わる法改正等をふまえて、次期文化振興施策に係る方向性を検討する必要があります。
- ②各県立文化施設においては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休館や事業の中止、規模の縮小を余儀なくされる中で、感染症対策を実施した展覧会や公演、講座を開催し、県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供しました。県総合博物館では、三重の多様で豊かな自然と歴史・文化を紹介する企画展を開催するとともに、県立美術館では、視覚などに障がいのある方がさまざまな感覚を活用し、美術に親しむことをめざす展覧会を実施しました。また、斎宮歴史博物館では、平安時代のスポーツを紹介する特別展「斎宮平安五種競技」の開催に加え、飛鳥時代の斎宮に係る新たな映像展示を制作公開し、斎宮の魅力発信に取り組みました。引き続き、感染症拡大の状況を見極めながら、多彩で魅力的な公演や展示、講座等を開催するとともに、県民の皆さんの多様な学習ニーズに応えるため、さまざまな学習機会の提供や学習情報の発信に取り組んでいく必要があります。

- ③国・県指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的支援を行いました。世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」については、これまで関係市町と連携して、計画的な維持補修や魅力発信に向けた取組を進めてきました。市町が作成する文化財保存活用地域計画については、新型コロナウイルス感染症の拡大により現地調査や対面での聞き取りが予定どおりに進まず、計画作成が延期されましたが、今後の検討が円滑に進むよう、関係市が行う情報発信への助言や、国・県・市による協議を積極的に進めました。引き続き、本県における文化財の保存・活用・継承に係る基本方針を示した「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、県内の文化財が適切に保存・活用・継承されるよう、文化財所有者への支援や市町への指導助言を積極的に行っていく必要があります。
- ④社会教育関係者の人材育成とつながりづくりのため、地域と学校をつなぐコーディネーターの養成を行うとともに、講演や実践の発表を通して、多様な主体が集い、学び合う機会を設けました。また、コーディネーターへのさらなる学びの場を提供するため、フォローアップ講座を実施しました。引き続き、社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組むことで、公民館等の社会教育施設における地域課題の解決に資する場づくりをサポートしていく必要があります。
- ⑤熊野少年自然の家および鈴鹿青少年センターでは、指定管理者制度のもと、施設の適切な維持補修や、感染防止対策を徹底し、心身ともに健全な青少年が育成されるよう、集団宿泊体験や自然体験活動の機会を提供しました。鈴鹿青少年センターについては、「民間活力の導入（PPP／PFI\*等）」の方向性に基づき、鈴鹿青少年の森と一体となった施設見直しの取組を進めるため、PFI法に基づいた入札契約手続きを進め、契約相手方であるSPC\*（特別目的会社）と、施設改修や令和22年度末までの運営管理を含むPFI事業契約等を締結しました。今後は、より魅力のある鈴鹿青少年センターとして令和6年度にリニューアルオープンできるよう取組を進めていく必要があります。

#### 【みえ元気プランの関連する施策】

##### 施策16-1 文化と生涯学習の振興



現状と課題

- ①新型コロナウイルス感染症の影響をふまえつつ、「新しいみえの文化振興方針」に基づき、「人材の育成」や「文化の拠点機能の強化」など5つの方向で取組を展開し、年齢や障がいの有無、国籍等に関わらず、全ての県民の皆さんが主体的に文化にふれ親しむ機会を提供していく必要があります。また、コロナ禍など大きな社会情勢の変化や国の文化政策の動きをふまえつつ、今後の文化振興施策の方向性を検討していく必要があります。
- ②「人生100年時代」の到来を見据え、県民の皆さんが人生をより豊かに過ごすことができるよう、ライフステージ等に応じた多様な学習ニーズを把握し、魅力的な学びの場や学んだ成果を発表できる場の提供など、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりが必要です。
- ③国・県指定等を受けている文化財が適切に保存・継承されるよう、所有者等に財政的・技術的支援を行いました。引き続き、文化財所有者への支援や市町への指導助言を積極的に行っていく必要があります。
- ④社会教育関係者の人材育成とつながりづくりのため、地域と学校をつなぐコーディネーターの養成を行うとともに、多様な主体が学び合う機会を設けました。引き続き、社会教育関係者の育成とネットワークの強化に取り組み、社会教育施設における地域課題の解決に資する場づくりをサポートしていく必要があります。
- ⑤鈴鹿青少年センターについては、隣接する青少年の森公園と一体となり、PFI法に基づく事業者選定手続きを進め、民間のノウハウや資金活用も含めた事業契約の締結を行いました。今後は、民間活力の導入により、魅力ある施設の管理・運営が円滑に図られるよう進めていく必要があります。

令和4年度の実行方針

環境生活部

- ①展覧会・公演や調査研究等を通じて文化のおもしろさや価値等を伝えるとともに、人材育成や顕彰制度の運用、発表の場づくりなどにより、さまざまな主体の文化活動を促進します。県立美術館では開館40周年を記念し、本県にゆかりの深い画家を紹介する企画展を開催するとともに、県総合博物館では、三重の多様で豊かな自然と歴史・文化を紹介する展覧会を実施するなど、文化にふれ親しむ機会を提供していきます。また、齋宮歴史博物館では、在原業平をとりあげた特別展や齋宮・齋王を多言語で紹介する動画を作成するとともに、さいくう平安の杜を活用した取組を進め、齋宮の魅力県内外に発信します。さらに、今後の文化振興施策を一層推進するため「三重県文化振興条例(仮称)」の制定に向けた取組を進めます。

- ②県立生涯学習施設において、高等教育機関との連携やさまざまな主体との交流等を通じて、県民の皆さんのさまざまなライフステージやライフスタイルに応じた一層魅力的な講座やセミナー等の学習機会を提供するとともに、生涯学習に係る情報発信や学びの成果を発表する場を充実します。

### 教育委員会

- ③歴史的・文化的に価値の高い文化財を調査し、保存・継承のため指定・登録等の措置を講じます。また、「三重県文化財保存活用大綱」に基づき、市町や文化財所有者等による文化財の保存・活用・継承への取組を支援するとともに、パネル展やSNSを通じた文化財の魅力情報の発信に取り組みます。さらに、地域の文化財への理解や関心を深めるきっかけとして、受講生を募集し、まつりや行事に係る映像視聴や講話、遺跡等の発掘等を行う体験講座を開催します。現在、県内3市が作成に取り組んでいる文化財保存活用地域計画については、関係市と連携を深め、充実した計画内容となるよう助言等の支援を行います。
- ④社会教育の振興を図るため、市町の社会教育委員や社会教育担当職員等を対象に研修や情報交換を行います。また、公民館等の社会教育施設において地域課題の解決に資する学びの場が創出されるよう講習等を実施するとともに、地域と学校をつなぐコーディネーターの資質向上を図る講座を開催し、社会教育に携わる人材の育成とネットワークの強化に取り組みます。
- ⑤熊野少年自然の家および鈴鹿青少年センターについては、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても、感染防止対策を徹底し、来館者が安心して利用できるよう施設運営や施設維持を進めます。鈴鹿青少年センターについては、隣接する鈴鹿青少年の森と一体となり、青少年をはじめとした幅広い世代の県内外の方々が集い、交流する施設とするため、PFI事業契約に基づき、令和4年度は施設の改修に係る設計が、要求水準書や提案内容に沿ったものとなっているかのモニタリングを行うとともに、魅力ある施設として令和6年度にリニューアルオープンできるよう、多くの方が学び楽しむことができる学習プログラムやイベントの実施について、事業者との協議を進めます。